○ 触法調査における押収物の還付に関する公告等の運用要領の制定について(通達)

平成24年7月17日少甲達第40号等 石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成19年12月7日付け少甲達第41号、会甲達第19号、捜一甲達第115号 「押収物の還付公告要領について(通達)」

少年法(昭和23年法律第168号)第6条の5において準用する触法調査における押収物の還付に関する公告等の運用について、別添のとおり「触法調査における押収物の還付に関する公告等の運用要領」を定めたので事務処理上誤りのないようにされたい。なお、対号は廃止する。

触法調査における押収物の環付に関する公告等の運用要領

第1 趣旨

少年法、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、少年法第六条の二第三項の規定に 基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。)の定 めによる押収物の還付に関する公告及び交付又は複写に関する公告(以下「公告」 という。)に関して必要な事項を定める。

第2 公告の対象となる押収物等

1 押収物の還付に関する公告

触法調査における押収物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件で、還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によって、還付することができない物

2 交付又は複写に関する公告

刑事訴訟法第110条の2の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差 し押さえた記録媒体で、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は 保管者が異なる場合において、当該電磁的記録媒体の交付又は電磁的記録の複写 の許可の相手となるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によって、 交付又は複写の許可を行うことができない物

第3 公告の運用要領

1 公告の実施者

警察本部長又は警察署長

2 公告の方法

警察本部又は警察署の掲示板への掲示

3 公告の期間

公告の掲示を開始した日の翌日から起算して14日間とする。ただし、特に必要があるときは、延長することができる。

4 公告事項

- (1) 少年法第6条の5第2項の規定により公告する旨
- (2) 警察本部又は警察署の名称
- (3) 事件名及び押収番号
- (4) 品名及び数量
- (5) 公告の初日及び末日の年月日
- (6) 押収物の特徴

ア 必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴

イ 第2の2の場合、交付すべき電磁的記録媒体に記録された電磁的記録又は

複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

5 実施要領

公告は、当該公告の対象たる押収物に係る事件の処理が終了後、速やかに押収物公告書(別記様式第1号)によって行うこと。

6 押収物等の県への帰属

公告の末日の翌日から起算して6か月以内に還付の請求がないときは、当該押収物等は県に帰属することとなる。この場合、次に掲げる書類を速やかに作成し、調査担当部門から会計担当部門へ引き継ぐ際は、担当者間において必ず帰属した押収物を直接確認すること。

(1) 現金の場合

県帰属現金送付書(別記様式第2号)及び保管現金県帰属調書(別記様式第3号)

(2) 現金以外の場合

県帰属物品送付書(別記様式第4号)及び保管物品県帰属調書(別記様式第5号)

7 県に帰属した押収物等の処分

会計担当部門においては、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)に基づいて処分し、そのてん末を明らかにする書面の写しを調査担当部門に送付すること。

8 第2の2の場合における措置

公告の末日の翌日から起算して6か月以内に請求がない場合、交付し、又は複写を許すことを要しないものとする。

9 留意事項

公告については、触法調査の性質に反しない限り、司法警察員が行う公告の要 領によること。

第4 処理経過の明確化

担当課長は、公告、県への帰属(担当課間の引継ぎ)、帰属後の処分等の経過について明らかにするため、証拠物件管理簿又は証拠物件保存簿の備考欄にその旨記載するとともに、関係書類を添付しておくこと。

第5 関係部門の連携

関係部門は、公告の実施、公告満期日の連絡、押収物等の引継ぎをはじめとする 業務について、緊密な連携のもとに実施すること。

別記様式(略)